

簡易耐震診断推進事業のご案内

～わが家の地震対策、まずは簡易耐震診断から！～

1 制度のあらまし

兵庫県では震災の教訓を踏まえ、わが家の安全性を確認することで、耐震化が図れるよう「簡易耐震診断推進事業」を実施します。この制度は、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、兵庫県内の市役所、町役場が「簡易耐震診断員」を派遣して調査・診断を行い、その結果を住宅所有者に報告するもので、県民の住宅耐震対策を支援します。

2 対象となる住宅

兵庫県内にある住宅で、昭和56年5月以前に着工したもの（注1）注2）注3）注4）

注1）店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半が住宅として使用されている場合に限り、注2）ツープイフォー住宅や丸太組工法の住宅は対象外です。

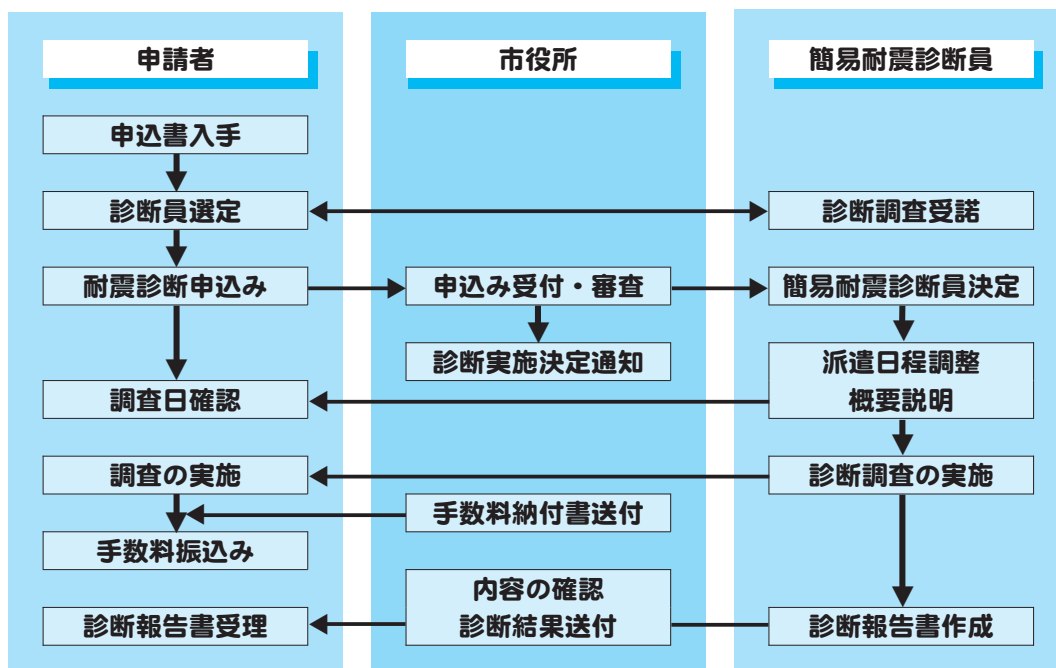
注3）「建物の区分所有等に関する法律」が適用される住宅については、同法3条に基づく管理組合の議決等が必要です。

注4）平成12～14年度実施の「わが家の耐震診断推進事業」の耐震診断を受けた住宅は対象外です。

本事業および平成12～14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」を受けて耐震性が低いと診断された住宅については、「わが家の耐震改修促進事業」の改修計画策定費・耐震改修工事費補助金（上限80万円）を受けることができますので、工事をお考えの方は是非ご利用ください。

3 申し込み手続き

上記2の「対象となる住宅」を所有し、簡易耐震診断をご希望の方は、市の窓口にて簡易耐震診断員名簿から「簡易耐震診断員」注5）の内諾を受け、市役所へお申し込み下さい。市役所は依頼を受けて、簡易耐震診断員を派遣します。なお、手続きの流れは下図のとおりです。



注5）「簡易耐震診断員」とは、住宅の耐震診断を行うための講習会を受け、「財団法人兵庫県住宅建築総合センター」が一定水準の耐震診断技術を習得したものと証明した者です。この簡易耐震診断員が申込者の住宅にお伺いして調査を行い、耐震診断を行います。

4 診断手数料

1棟あたり 3,000円（木造戸建て住宅の場合）注6）

注6）建物の構造等により手数料が異なる場合がありますので、必ず市役所の窓口へご確認下さい。

5 申込み受付期間

平成18年12月末までにお申込みください。

6 申込み窓口・問い合わせ

都市開発課（電話：672 - 3301 内線296）まで